

平成15年11月10日
周南社協要綱第44号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
高額介護サービス費等貸付要綱

制定 平成15年11月10日 改正 平成18年8月7日

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、高額介護サービス費等の支払が困難な者に対し、貸付資金の範囲内で必要な資金を貸付けることにより、その世帯の生活の安定を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において「高額介護サービス費等」とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第51条に規定する高額介護サービス費又は法第61条に規定する高額介護予防サービス（以下「高額介護サービス費」という。）
- (2) 法第44条に規定する居宅介護福祉用具購入費又は法第56条に規定する介護予防福祉用具購入費（以下「福祉用具購入費」という。）
- (3) 法第45条に規定する居宅介護住宅改修費又は法第57条に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）
- (4) その他保険者が必要と認めるものであって、社会福祉法人周南市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認める介護保険給付費

一部改正（平成18年8月7日）

(貸付の対象)

第3条 第1条に規定する貸付は、周南市在住の介護保険被保険者で、高額介護サービス費等の支払資金を緊急に必要とする者に対して行うものとする。

第2章 請求書に基づく貸付

(貸付額)

第4条 この資金の貸付額は、第2条の高額介護サービス費等として支給される額とする。

(貸付利息)

第5条 貸付金は無利子とする。

(貸付申請)

第6条 この資金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は次の各号に掲げる関係書類を高額介護サービス費等貸付金借入申込書（以下「申込書」という。）（別記第1号様式）に添えて、会長に提出するものとする。

- (1) 指定居宅サービス事業者等及び介護保険施設（以下「サービス事業者等」という。）の

発行する請求書の写

(2) 周南市福祉介護課で支給金額を記入している下記申請書（受領委任状を含む。）

- ア 介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書
- イ 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- ウ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

一部改正（平成18年8月7日）

（貸付の決定）

第7条 会長は、前条の申込書を受理したときは、介護保険高額介護サービス費等支給申請書の支給額に基づき、貸付の適否及びその額を決定する。

2 会長は貸付が適当と認めた場合は、サービス事業者等の指定する預金口座への振込により当該申請者への決定通知にかえるものとする。

3 会長は貸付が不適当と認めた場合は、高額介護サービス費等貸付金貸付不承認決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（貸付金の交付）

第8条 貸付金は高額介護サービス費等が決定された後、速やかにサービス事業者等の指定する預金口座に振り込むとともに、サービス事業者等に通知するものとする。

第3章 その他

（貸付決定の取消）

第9条 会長は、貸付決定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正な手段により貸付の決定を受けたとき。

(2) その他不適当と認められる事実を発見したとき。

（貸付金の返還）

第10条 会長は、前条の規定により貸付決定の取り消しをしたときは、高額介護サービス費等貸付金貸付決定取消通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知する。

2 前項の通知を受けた者は、直ちに貸付金を返還しなければならない。

（償還方法）

第11条 この貸付金にかかる償還は、周南市からの入金をもって償還されたものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年12月1日から適用する。

2 社会福祉法人周南市社会福祉協議会徳山支部高額介護サービス費等貸付要綱(平成15年周南社協要綱第6号)は、廃止する。

3 この要綱の施行の前日までに、社会福祉法人周南市社会福祉協議会徳山支部高額介護サービス費等貸付要綱(平成15年周南社協要綱第6号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年8月7日）

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。